

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	15	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税 自動車取得税 地方消費税 特別土地保有税）	
要望 項目名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置 （水産大学校及び水産総合研究センターの統合）	
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）及び国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）を統合する。 ・要望の内容 統合法人における業務は、これまでの 2 法人の業務を引き続き行うものであることから、現在水研センターが受けている非課税等の特例措置を継続等するとともに資産継承特例の税制上の非課税措置を講ずる。 ① 統合後の法人において、現在水研センターが受けている非課税措置の継続。 ② 統合後の法人において、現在水産大学校が受けている消費税に係る特例措置の継続。 ③ 統合後の法人において、水産大学校が所有する学生寮について、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の非課税措置の創設。 ④ 統合法人に承継される資産に係る課税の特例措置の創設。	
関係条文	住民税 地方税法第 25 条の 2、第 52 条、第 312 条 事業税 地方税法第 72 条の 4 不動産取得税 地方税法第 73 条の 4 固定資産税 地方税法第 348 条 事業所税 地方税法第 701 条の 34 都市計画税 地方税法第 702 条の 2 自動車取得税 地方税法第 115 条 地方消費税 地方税法第 72 条の 78 特別土地保有税 地方税法第 586 条	
減収 見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)
	[改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	（１）政策目的 基本方針において、2 法人を統合して研究開発型の法人とし、人材育成業務及び研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築すること、人材育成業務について質の高い教育が持続可能な形で行われるよう教育内容の高度化等に向けた適切な措置等を講じること等とされたことに伴い、統合法人の人材育成業務及び研究開発業務の維持・強化を図ることを目的とする。 （２）施策の必要性 水研センターは、業務を国や公共性の高い認可法人等から承継して実施しており、その公共性、公益性は極めて高いものであることから、これまで非課税等の租税措置を受けていたところである。また、水産大学校においても、国の業務を引き継いで設立され、その公共性、公益性は極めて高いものであることから、同様に非課税等の租税措置を受けていたものである。統合法人も、これまでの 2 法人の業務を引き続き行うものであり、業務の公共性、公益性が極めて高いことには変わりがないことから、これまで水研センターが受けてきた非課税等の特例措置等を適用して、統合法人の人材育成業務及び研究開発業務を維持・強化することが必要である。 また、今回の統合を円滑に実施し、統合法人の業務の維持・強化に資するため、統合法人に承継される資産に係る課税の特例措置が必要である。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

ページ

15 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展、横断的に関係する政策 《政策分野》 漁業経営の安定、農林水産分野の研究開発
	政策の達成目標	研究開発の最大限の成果の確保を目的とする国立研究開発法人が行う研究開発業務と、基本方針で質の高い教育が持続可能な形で行われるよう教育内容の高度化等に向けた適切な措置等を講じるとされている人材育成業務の維持・強化。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	①②③恒久的措置 ④統合時の措置
	同上の期間中の達成目標	① 水産に関する総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化放流を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与する。 ② 海洋水産資源開発促進法に規定する調査を行うことにより、海洋水産資源の開発及び利用の合理化に寄与する。 ③ 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図る。
	政策目標の達成状況	(新規要望)
有効性	要望の措置の適用見込み	統合法人に適用。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	統合法人の業務の財源の大部分は国からの予算措置によるものであり、税制上の措置を講ずることによって、研究開発業務及び人材育成業務を行うために交付された予算を効率的に活用することができ、それを通じて、研究開発成果の最大限の確保を目的とする国立研究開発法人の研究開発業務と、人材育成業務の維持・強化という政策目的に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税において、 ① 現在2法人が受けている非課税措置の継続 ② 現在水産大学校が受けている消費税に係る特例措置の継続 ③ 統合法人に承継される資産に係る課税の特例を要望している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	法人の業務の財源に充てるために必要な金額を交付（運営費交付金、施設整備補助金） 金額：未定（平成27年度）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	今回要望する税制措置は、それを講ずることによって、統合法人の業務の財源の大部分を占める国からの予算措置の効率的な活用につながるものであり、それを通じて、研究開発成果の最大限の確保を目的とする国立研究開発法人の研究開発業務と、人材育成業務の維持・強化に資するものである。
	要望の措置の妥当性	統合法人における業務については、これまで2法人が行ってきた公共性・公益性の高い業務を引き続き行うものであることから、今回の要望は妥当である。また、統合時の承継資産に係る課税の特例については、統合を円滑に進めることで、統合法人の人材育成業務及び研究開発業務の維持・強化に資するものであることから、同様に要望は妥当である。
ページ		15 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 18 年度税制改正要望時に、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの統合に伴う要望を行った。